

入間市営業時間短縮要請 対象外飲食店等支援給付金について ～Q&A～

1 給付金の対象関係

Q.1 支給対象者を教えてください。

A.1 埼玉県が行った営業時間短縮要請(以下「時短要請」)に伴う感染防止対策協力金(第4期)の対象とならない飲食店が対象です。例えば、従来から営業時間がランチタイムのみの店舗(例:営業時間 11:00～15:00)や、営業時間が時短要請の時間内であった店舗(例:営業時間 10:00～20:00)などが対象となります。

なお、本来時短要請に従えば埼玉県の協力金の対象となる店舗については、本給付金の対象とはなりませんので予めご了承ください。

Q.2 大企業(みなし大企業)でも申請できますか？

A.2 申請できます。

Q.3 市外に本社がある企業やNPO法人であっても、市内に店舗があれば対象となりますか？

A.3 対象となります。食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた法人や個人事業主であれば給付金を申請できます。

Q.4 営業許可の名義人が違う場合も申請できますか。

A.4 営業許可書の名義人(営業許可を受けた方)が申請してください。

Q.5 コンビニエンスストアを営んでいます。イートインスペースのあるコンビニエンスストアは対象となりますか。

A.5 本給付金の対象とはなりません。

Q. 6 キッチンカーは対象となりますか？

A. 6 お客様が入る飲食スペースを必要な許可を取得したうえで恒常的に確保していれば対象となる場合があります。

Q. 7 マンガ喫茶やネットカフェは対象となりますか？

A. 7 マンガ喫茶やネットカフェは宿泊を目的とした利用が相当数見込まれるため、本給付金の対象とはなりません。

Q. 8 ショッピングモールのフードコートに出店している飲食店は対象となりますか？

A. 8 対象となります。

Q. 9 従来からテイクアウトやデリバリーのための営業しか行っていない場合も、給付金の対象となりますか？

A. 9 お客様が入る飲食スペースがないため、給付金の対象とはなりません。

Q. 10 飲食店を複数店舗経営しているほか、事務所が別の場所にあります。事務所も給付金の対象となりますか？

A. 10 事務所は対象とはなりません。

Q. 11 休業届を提出して長期間休業している場合でも、従来の営業時間が時短要請内であったならば対象となりますか？

A. 11 時短要請の対象外とは言えないため、本給付金の対象とはなりません。(県協力金Q&A参照)

Q. 12 期間前に臨時休業していた場合であれば給付金の対象となりますか？

A. 12 短期的、一時的な休業であれば対象となります。

Q. 13 時短要請期間(又は期間中)に廃業しました。給付金の対象となりますか？

A. 13 時短要請対象外とは言えないため、本給付金の対象とはなりません。(県協力金Q&A参照)

Q. 14 時短要請期間中に新規開店した場合も給付金の対象となりますか？

A. 14 令和3年1月12日以降に開店した場合は本給付金の対象とはなりません。

2 給付金の支給関係

Q. 15 売上の減少率等は要件となりますか？

A. 15 売上の増減は問いません(要件としません)。

Q. 16 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守しているほか、店頭に掲示している必要がありますか？

A. 16 内容を遵守していただくとともに、宣言文を店頭に掲示していただいた店舗が対象となります。

Q. 17 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」は共通用、業種別用どちらを掲示すればよいですか？

A. 17 業種別の宣言を行っていれば業種別用を掲示してください。業種別の宣言を行っていない場合は共通用を掲示してください。

Q. 18 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」はどこで入手できますか？

A. 18 埼玉県ホームページ「彩の国『新しい生活様式』安心宣言について」をご覧ください。また、市公式ホームページ「入間市営業時間短縮要請対象外飲食店等支援給付金について」にもリンクを貼っております。

Q. 19 支援金は店舗数に応じて支給されますか？

A. 19 支給されます。(2店舗の場合:20万円、3店舗の場合:30万円 など)

Q. 20 複数の対象店舗がある場合は、店舗ごとに申請が必要ですか？

A. 20 複数の対象店舗がある場合は、店舗ごとではなく、事業者がまとめて申請していただけます。ただし、代表者が異なる場合には、店舗ごとに申請してください。

Q. 21 申請後、どの程度の期間で給付金が支給されますか？

A. 21 受付・審査完了後、概ね2～3週間ほどでの支給を予定しております。

Q. 22 給付金を現金で受け取ることはできますか？

A. 22 支給方法は口座振込のみとなりますので、現金での受け取りはできません。

3 申請、提出書類関係

Q. 23 申請はどこでできますか？

A. 23 集団感染を防止する観点から、原則郵送もしくは電子申請でのご提出をお願いしておりますので、来庁しての申請は極力ご遠慮ください。(送付先は商工観光課となります。)

〒358-8511 入間市役所商工観光課 営業時短外給付金担当 宛

Q. 24 ネットバンクを利用しているので通帳がありません。どうすればいいですか？

A. 24 自宅にキャッシュカードが送られてきた時に同封されていた口座番号などが書かれた用紙の写しを提出してください。

※ログインパスワードや個人番号などが記載されていないか注意してください。

Q. 25 給付金は申し込み順ですか。また、申請受付件数に上限はありますか？

A. 25 給付金の受付件数の上限を設けております。また、給付金の受付は申し込み順としておりますが、書類が全て整っていることが確認され、審査が完了したのから受付けますので、提

出書類に不備がないことをご確認の上申請していただきますようお願いいたします。

なお、期限を過ぎてからの申請(令和3年6月30日(水)【当日消印有効】)は受付できませんのでご注意ください。

Q. 26 提出書類の中の、営業時間短縮要請の対象外となることがわかる書類とは、具体的にどういったものですか？

A. 26 例えば、お店の営業時間が記載されているチラシ、パンフレット、ホームページなどが考えられます。

4 その他

Q. 27 飲食店営業許可書(喫茶店営業許可書)を紛失してしまった場合はどうしたらよいですか？

A. 27 許可を受けた保健所で、営業許可を受けている旨の証明書を取得してください。

Q. 28 今回の給付金は課税対象となりますか？

A. 28 用途に制約のない資金、または給付金等は、税務上の「益金」(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されるものとなります。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多いければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象とはなりません。(※国の持続化給付金と同様の取扱いとなります)